

秋田ノーザンブレッツジュニアラグビースクール規則

令和7年4月1日 改訂

第1章（総則）

第1条（名称）

1. 秋田ノーザンブレッツラグビーフットボールクラブ（以下「クラブ」という）に秋田ノーザンブレッツジュニアラグビースクール（以下「本校」という）を設置する。
（秋田ノーザンブレッツラグビーフットボールクラブ 定款第4条第2号）
2. ジュニア世代の普及育成を目的にアカデミーを設置し、ジュニアラグビーアカデミーと称する。

第2条（事務）

本校の事務は下記に置く。

〒010-0974 秋田市八橋運動公園1番5号

秋田県スポーツ科学センター3階 秋田県ラグビー協会内

第3条（目的・事業）

本校は、秋田市及び周辺地域においてラグビーフットボール競技の健全なる発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 本校会員向けのラグビー競技活動・行事等の企画・運営
- (2) 本校会員チームの編成及び他チームとの試合の企画・運営
- (3) 会員名簿の作成及び会報の発行等
- (4) 本校会員に対する技術指導
- (5) 本校会員以外へのラグビーフットボール競技の普及啓蒙活動
- (6) その他本校の目的遂行に必要な事項

第2章（会員）

第4条（会員の資格・義務）

1. 本校は、入会を希望する幼児（年少）～中学3年生及び指導者をもって構成する。
ただし、中学生女子の登録は秋田ノーザンブレッツプレアデスとする。
2. 入校を希望するものは入会申し込みを電子申請（google フォーム）でおこなう。指導者にあつてはコーチ会議の承認を受ける。
3. 会員は別に定める年会費を納付しなければならない。
4. 会員が退会しようとするときは、その旨を書面により届け出なければならない。

第5条（除籍・除名）

1. 長期にわたり年会費を納めない者、または正当な理由なくして音信不通の者は会員の資格を失うことがある。
2. SNSやインターネット上での発言・投稿に十分注意し、他者を誹謗中傷したり、不適切な内容を発信してはならない。クラブもしくはスクールの名誉を傷つける行為や、スクールの内外で問題を引き起こすような行為が発覚した場合は、指導者の判断により注意・指導をおこない、悪質または重大な場合には退校に処することがある。
3. スクール内外を問わず、仲間や相手、審判、指導者に対する暴言や侮辱的な発言を禁止する。これに違反した場合は、指導者の判断により注意・指導をおこない、改善が見られない場合は、活動（練習参加、試合出場）の制限などの措置をとることがある。

る。

4. スクール活動（練習・試合・遠征・ミーティング等）への携帯電話・スマートフォンの持ち込みは禁止する。ただし、指導者の許可がある場合や緊急時、送迎時はこの限りではない。これに違反した場合は、指導者の判断により注意・指導をおこない、改善が見られない場合は、活動（練習参加、試合出場）の制限や退校に処することがある。

第3章（役員・会議）

第6条（役員）

本会に以下の役員を置く。

校長 1名

副校長 若干名

アドバイザー 若干名

ヘッドコーチ 若干名

事務 若干名

第7条（コーチ会議）

1. コーチ会議（以下「会議」という）は、校長、副校長、アドバイザー及び指導者全員をもって構成し、校長が招集する。
2. 本校の事業に関する方針及び重要な個別事項を審議決定する。
3. 会議の議事録は、事務がこれを保管する。
4. その他、運営に必要な会議については別途開催する。

第8条（職責）

1. 校長は本校の校務を総括し本校を代表する。
2. 副校長は校長を補佐し、事務とともに第3条に掲げる本校の事業を企画・運営する。
3. 事務は総務全般及び本校の重要な特定業務や本校の事業を企画・運営する。
4. 会計は本校の予算管理をおこなう。
5. 重要な事項についてはクラブ総会又はコーチ会議の承認を得なければならない。
6. その他、運営に必要な職責についてはコーチ会議で決定する。

第9条（任期）

役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第10条（欠員の補充）

任期期間中に役員の欠員が生じた場合は、コーチ会議において補欠を選出して校長がこれを委嘱し、直近のクラブ総会に報告し承認を受ける。その任期は前任者の残任期間とする。

第4章（指導者）

第11条（指導資格等）

本校の指導者は、日本ラグビーフットボール協会または日本スポーツ協会が定める指導者資格を取得し、会員の成長と安全のために研鑽する。

第12条（交通費）

1. 自宅から練習会場までの距離に応じて交通費を支給する。
2. 支給額は別表に定める。

第5章（会計及び年会費等）

第13条（会計年度）

本校の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

第14条（会費等）

1. 本校の経費は、月会費、年会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
2. 月会員は次のとおりとする。
 - 1) 幼児（年少から年長）および小学校1・2年生は二千元
 - 2) 小学校3年生から6年生は三千元
 - 3) 中学生は四千元
3. 会費の納入は当年度4月末日までに一括で納入するか、4月および10月の2期で分割納入する。
4. スクールクラス及び本校ラグビースクールを主チームとする中学生は、年会費として二千元を納入する。
5. アカデミー受講料は、月額二千五百円とし、当年度4月中に一括で納入する。
6. 年度途中での入校は月割り計算し納入する。
7. 年度途中での退校は会費の返金をおこなわない。
8. 会費等の納入は原則として本校指定の銀行口座への振込とする。

第15条（資産管理）

本校の資産については、第6条第1項に定める役員及び指導者がこれを管理する。

第6章（補償）

第16条（活動中の事故補償）

1. 本校が定めた活動時間内にて規則を厳守したうえ、且つ本校の責と認められる事故については、本校および個人の加入するスポーツ障害保険金内での補償をし、それ以上の補償の責は無いものとする。
2. 遠征時に行われる保護者・参加者同士の乗り合い(相乗り)は、あくまで個人の判断によるものであり、乗り合い中に発生した事故等（交通事故・怪我・遅延等）に関しては、スクールおよび指導者等は一切の責任を負わないものとする。

付則

本規則は令和2年4月1日より施行する。

- ・令和3年4月1日 一部改訂
- ・令和4年4月1日 一部改訂
- ・令和5年4月1日 一部改訂
- ・令和6年4月1日 一部改訂
- ・令和7年4月1日 一部改訂